

# 仕 様 書

## 1 業務名

令和7年度おおいたクリエイティブ活用促進事業委託業務

## 2 目 的

県内の中小企業等（以下「企業」という。）と、創造性、創造力が豊かで高い技術（スキル）を有する人材（プロデューサー、デザイナー、ICT技術者、建築士等。以下「クリエイティブ人材」という。）の協働にむけて、企業を支援する機関に向けた人材の育成を行うとともに、企業の自社課題の深掘りや、その課題にマッチしたクリエイティブ人材との出会いを提供し、新たなマッチングへ繋がる場を創出する。

これにより、高付加価値な商品・サービスの創出や新規マーケットの開拓につなげ、企業の競争力強化や新しい価値の創造を図る。

## 3 委託業務の実施期間

契約の日から令和8年3月31日

## 4 委託業務内容

### (1) 全体プログラムの準備

- ・本仕様書に規定する各業務の工程を記載した全体工程表を作成の上、県の承認を得ること。工程表の様式は任意とする。なお、内容に変更が生じる場合は、その都度、県と協議すること。
- ・全体プログラムの名称やロゴを、県と協議の上作成すること。
- ・全体プログラム参加者の募集やイベントの告知、県内クリエイターの紹介など、実施内容等の発信を行うためのホームページを作成すること。また、参加者募集に向けたプログラムの説明資料やチラシ等広報物を、県と協議の上作成すること。
- ・事業全体をコーディネートする主担当または人材育成の専門家を配置すること。

### (2) 支援機関向けセミナーの実施

- ・セミナーの対象者は、県内の商工関係者（経営指導員・金融機関や行政機関）など、企業と繋がりがあがる支援機関の関係者とする。
- ・県と協議してセミナーの参加者数の目標を定めるとともに、その目標達成のために効果的な広報など責任を持って集客を行うこと。
- ・セミナーはリアル開催とし、開催場所は、参加者数やセミナー内容等を考慮したうえで、県と協議して決定する。
- ・セミナーは2回以上開催し、内容に応じた外部講師を選定する。なお、講師の選定にあたっては、事前に県と協議して決定する。
- ・講師応接や会場の準備、セミナーで使用するテキストの作成、後片付け、物品の保管等、セミナーの管理に関するを行う。なお、セミナーの際に使用、配布する資料等については、事前に県に提出すること。
- ・参加者名簿を作成し、セミナーの開催の都度、出欠状況を報告すること。
- ・セミナー開催の都度、アンケートを作成、収集する。また、セミナーの開催後、電子データ（エクセル等）に集約したうえで、県に提出すること。

- ・セミナーの内容は、企業におけるクリエイティブの重要性や、企業とクリエイティブ人材の協働による成功事例の発表など、クリエイティブの活用に対する意識改革を目的とし、効果的なセミナーとなるよう創意工夫を凝らすこと。なお、企業とクリエイティブ人材の協働による成功事例の発表については、実際に協働を行った企業やクリエイティブ人材に発表してもらうこととする。
- ・企業におけるクリエイティブ活用の重要性や、県内外での企業とクリエイティブ人材の協働事例の紹介など、支援機関関係者が企業に向けて説明できる企業説明用パンフレット（1,000部程度）を作成し、参加者及び支援機関に配布する。なお、内容については、県と協議して決定する。
- ・支援機関と連携することにより、企業のクリエイティブ活用が加速する具体的な方策を企画内容に盛り込むこと。
- ・参加した支援機関からクリエイティブの活用やクリエイティブ人材に関する相談を受けた場合は応じる。また、相談内容は県と共有すること。

### (3) 課題深掘りワークショップとマッチングイベントの実施

- ・ワークショップとマッチングイベントの対象者については、県内の中小企業や個人事業主、支援機関等でクリエイティブに関心のある者や過去のクリエイティブ実践カレッジ修了者を中心とした県内のクリエイティブ人材を対象とする。
- ・ワークショップに参加する企業については、各回15社以上（計30社以上）とし、効果的な広報による参加者の募集を行うこと。
- ・ワークショップとマッチングイベントは各1回を1セットとし、2セット（計4回）以上開催すること。なお、参加企業が計30社以上となるよう必要に応じて回数を増やすこと。
- ・ワークショップとマッチングイベントではテーマを設定し、参加企業とクリエイティブ人材のマッチングを促進すること。
- ・内容に応じて外部講師を選定すること。なお、講師の選定にあたっては、事前に県と協議して決定する。
- ・ワークショップの内容は、企業の本質的な課題を見つけることを主な目的としたものとする。また、企業経営者を中心とした参加者を確保し、それぞれの課題やクリエイティブ人材の活用への気づき、自社にマッチしたクリエイティブ人材との出会いを提供するための具体的な方策を企画内容に盛り込むこと。
- ・マッチングイベントの内容は、配布したサマリーを元に企業とクリエイティブ人材が交流・協働の提案ができる場の提供を目的としたものとし、参加企業1社につき県内クリエイティブ人材3人以上とのマッチングを図ること。また、効果的に企業とクリエイティブ人材等の交流が図られるように創意工夫すること。
- ・マッチングに参加した企業のフォローアップを行う。具体的にはマッチングしなかった企業に対しヒアリングを行い、可能であれば参加企業の求めるクリエイティブ人材とマッチングさせること。ヒアリングは企業ごとに行い、ヒアリング内容やどのクリエイティブ人材とマッチングさせたかは県へ報告すること。
- ・ワークショップ及びマッチングイベントはリアル開催とし、開催場所は、参加者数や研修内容等を考慮したうえで、県と協議して決定する。
- ・講師応接や会場の準備、ワークショップやマッチングイベントで使用するテキストの作成、後片付け、物品の保管等、各イベントの管理に関するものを行う。なお

各イベントの際に使用、配布する資料等については、事前に県に提出する。

- ・参加者名簿を作成し、ワークショップ及びマッチングイベントの開催の都度、出欠状況を報告する。
- ・ワークショップ及びマッチングイベント開催の都度、アンケートを作成、収集する。また、電子データ（エクセル等）に集約したうえで、県に提出する。なお、県と協議のうえ、可能なものについては、次回以降のイベントに反映する。
- ・企業とクリエイティブ人材とのマッチングを促進するための具体的な方策を企画内容に盛り込むこと。

#### （４） クリエイティブ周知イベントの開催

- ・企業に向けたクリエイティブ活用の有効性や、「（３） 課題深掘りワークショップとマッチングイベント」で取り組んだ企業とクリエイティブ人材の成果発表、優良事例を創出したクリエイティブ人材の基調講演など、クリエイティブ活用に関する周知・交流等を目的としたイベントを1回開催すること。
- ・周知イベントの中で、クリエイティブ人材の作品の展示などクリエイティブ活用に興味のある企業とクリエイティブ人材が交流できる場を設置すること。
- ・県と協議して周知イベントの集客目標を定めるとともに、その目標達成のために責任を持って集客を行い、参加者募集に向けたチラシやポスター等の広報物を作成すること。また、以下のような広告媒体等を活用して企業等に対して、本事業の取組を広報すること。（例）新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、インターネット等の広告媒体
- ・周知イベントはリアル開催とし、開催日、開催場所は、事前に県と協議して決定すること。
- ・講師応接や会場の準備、研修テキストの作成、後片付け、物品の保管等、イベントの管理に関することを行う。なお、イベントの際に使用、配布する資料等については、事前に県に提出する。
- ・企業に対して、クリエイティブ人材活用への気づきや、自社にマッチしたクリエイティブ人材との出会いの場を提供するための具体的な方策を企画内容に盛り込むこと。

#### （５） クリエイティブ人材のメーリングリストの作成

- ・本事業開始後、県内クリエイティブ人材のメーリングリストの作成をすること。

#### （６） 企業及びクリエイティブ人材等からの相談対応

- ・本事業を通じて協働することとなった（又は協働を目指す）クリエイティブ人材及び企業等からの相談に応じ、適切な助言等を行う。

#### （７） 報告書の作成

- ・委託業務終了前に委託業務の実績等を整理した報告書を作成し、県に提出する。

### 5 その他

- ・本事業の準備や運営について、県と定期的なミーティングを実施し、事業運営の方針や内容の理解に齟齬がないようにすること。また、ミーティングのアジェンダ及び議事録は、ミーティング実施後に県と共有すること。

- ・感染症予防対応などのため、本仕様書の内容を実施することができない場合又は不適切と判断される場合については、県と協議の上、中止又は実施方法等の変更を行うこと。なお、その場合において、委託金額の減額の必要がある場合には、減額の変更契約を行うこと。
- ・本事業における制作物（ロゴ等）の著作権は、委託業務完了後に県へ無償で譲渡するものとする。なお、本事業において作成したホームページについて、委託業務完了後のホームページの維持管理に関する取扱いは、県と協議の上決定すること。
- ・本仕様書に記載された業務を実施するにあたり支出した費用に係る証憑（見積書や請求書・領収書など）を適切に整備するとともに、事業実施年度の翌年度から 5 年間保管し、必要に応じて県に提出すること。
- ・その他仕様書に定めのない事項については、その都度県と協議の上決定すること。